**個人番号（マイナンバー）利用目的通知書**

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号利用法）の施行により、税や社会保障関係の行政手続きに個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。ついては、円滑な事務処理のため、個人番号の提供をお願いします。

なお、提供いただきました個人番号は、下記の目的においてのみ利用します。

記

1. 源泉徴収票等作成事務

（税務署、市町村等に提出する税務関係書類作成事務等）

1. 雇用保険等関連事務

（ハローワークや年金事務所に提出する書類作成事務等）

1. 年金関係事務

（国民年金第3号被保険者関係届を年金事務所に提出する事務等）

1. 共済組合関係事務

（共済関連書類を公立学校共済組合に提出する事務等）

1. 公務災害関係事務

（公務災害関係申請書類を地方公務員災害補償基金に提出する事務等）

1. 財産形成貯蓄関係事務

（財形貯蓄に関する非課税申告書等を金融機関に提出する事務等）

1. 児童手当関係事務【追加】

（情報提供ネットワークシステムを利用した認定等に要する情報連携事務等）